

## 議会運営委員会会議次第

日 時 平成30年8月28日（火）

午後1時30分～

場 所 第1委員会室

### 1. 議 領

- ① 平成30年第3回二宮町議会定例会の運営について
- ② その他

平成30年第3回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	教育委員会委員の任命について
2	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度二宮町一般会計補正予算（第2号））
3	二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
4	平成30年度二宮町一般会計補正予算（第3号）
5	平成30年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
6	平成30年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
7	平成30年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第1号）
8	平成30年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
9	平成29年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について
10	平成29年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11	平成29年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
12	平成29年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
13	平成29年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
報告 1	平成29年度二宮町一般会計継続費精算報告について
報告 2	平成29年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番 号	議案名及び議案内容等
1	<p>教育委員会委員の任命について 吉田美佳子委員の任期満了に伴うもので、委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものです。</p> <p>(総務課)</p>
2	<p>専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度二宮町一般会計補正予算 (第 2 号)) 株式に関する確定申告による住民税の還付金が当初の見込みよりも大幅に増え、早急に還付する必要が生じたため、必要な予算措置を行ったものです。</p> <p>(財務課)</p>
3	<p>二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 二宮町生涯学習センターにおける公衆無線 LAN の設置に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。【例規集 2-801】(生涯学習課)</p>
4	<p>平成 30 年度二宮町一般会計補正予算 (第 3 号) 歳入歳出それぞれ 242,244 千円を追加し、予算総額を 8,002,087 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、地方交付税の増です。 歳出の主ものにつきましては、財政調整基金積立金と小中学校空調設備整備事業の増です。</p>
5	<p>平成 30 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 歳入歳出それぞれ 117,541 千円を追加し、予算総額を 3,479,194 千円とするものです。 歳入の主ものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主ものにつきましては、国民健康保険財政調整基金への積立金と予備費の増です。</p>
6	<p>平成 30 年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 歳入歳出それぞれ 34,218 千円を追加し、予算総額を 923,142 千円とするものです。 歳入の主ものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主ものにつきましては、予備費の増です。</p>
7	<p>平成 30 年度二宮町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) 歳入歳出それぞれ 82,470 千円を追加し、予算総額を 2,561,489 千円とするものです。 歳入の主ものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主ものにつきましては、前年度の精算に伴う国庫支出金の返還金と介護給付費準備基金への積立金の増です。</p>

番号	議案名及び議案内容等
8	<p>平成 30 年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 9,708 千円を追加し、予算総額を 978,502 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、酒匂川流域下水道建設事業費負担金返戻金の増です。</p> <p>歳出の主ものにつきましては、予備費の増です。</p>
9	<p>平成 29 年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
10	<p>平成 29 年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
11	<p>平成 29 年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
12	<p>平成 29 年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
13	<p>平成 29 年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
報告 1	<p>平成 29 年度二宮町一般会計継続費精算報告について</p> <p>継続費として議決を経ました、高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画改訂事業、し尿処理施設改修実施計画及び実施計画策定事業、道路台帳電子化整備事業につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製しましたので報告するものです。</p>
2	<p>平成 29 年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものです。</p>

議案等の発送日 平成 30 年 8 月 31 日（金）

# 平成30年第3回二宮町議会定例会 議事及び会期日程（案）

(平成30年8月28日 議会運営委員会)

	9月 7日 (金) 9:00	議会運営委員会	
	9:30	本会議	
1	①署名議員の指名について	5番 杉崎 俊雄議員 9番 渡辺 訓任議員	
	②会期の決定について	9/7~10/1 の 25 日間	
	③二宮町立小中学校普通教室へのエアコン設置に関する陳情	協議事項 <small>(陳情第3号)</small>	
	④「所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書」を国に提出することについての陳情	協議事項 <small>(陳情第4号)</small>	
	⑤二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例	即決 議員提出議案第3号	
	⑥教育委員会委員の任命について	即決 議案第41号	
	⑦専決処分の承認を求ることについて（平成30年度二宮町一般会計補正予算（第2号））	即決 議案第42号	
	⑧二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	教育福祉常任委員会 に付託 議案第43号	
	⑨平成29年度二宮町一般会計継続費精算報告について	報告 報告第5号	
	⑩平成29年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告 報告第6号	
2	9月 8日 (土) 休会		
3	9月 9日 (日) 休会		
4	9月10日 (月) 本会議休会		
	9:30 教育福祉常任委員会 教育福祉常任委員会終了後 総務建設経済常任委員会	付託案件審査	
5	9月11日 (火) 休会	●休会：委員長報告調整	
6	9月12日 (水) 9:30 本会議		
	①委員長報告（条例審査）	*報告・質疑・討論・表決	
	②平成30年度二宮町一般会計補正予算（第3号）	即決 議案第44号	
	③平成30年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	即決 議案第45号	
	④平成30年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	即決 議案第46号	
	⑤平成30年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第1号）	即決 議案第47号	
	⑥平成30年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	即決 議案第48号	
	⑦平成29年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について		議案第49号
	⑧平成29年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第50号
	⑨平成29年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第51号
	⑩平成29年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第52号
	⑪平成29年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第53号
7	9月13日 (木) 休会	●休会：事項別説明送信	
8	9月14日 (金) 9:30 本会議	質問者枠（4名以内）	
	決算総括質疑	受付 8/31~9/4 17時00分	
	平成29年度決算審査特別委員会設置	委員構成（7名）	
9	9月15日 (土) 休会		
10	9月16日 (日) 休会		
11	9月17日 (月) 休会	敬老の日	
12	9月18日 (火) 休会	●休会：一般質問前	
13	9月19日 (水) 9:30 本会議 一般質問	受付 8/31~9/5 正午	

14	9月20日(木)	休会	●休会：決算審査準備
15	9月21日(金)	9:30 平成29年度決算審査特別委員会	*午前中現地視察
16	9月22日(土)	休会	
17	9月23日(日)	休会	秋分の日
18	9月24日(月)	休会	振替休日
19	9月25日(火)	9:30 平成29年度決算審査特別委員会	
20	9月26日(水)	9:30 平成29年度決算審査特別委員会	
21	9月27日(木)	9:30 平成29年度決算審査特別委員会	*質疑終了後 討論・表決
22	9月28日(金)	休会	●休会：委員長報告調整
23	9月29日(土)	休会	
24	9月30日(日)	休会	
25	10月1日(月)	13:00 本会議 委員長報告（陳情・決算審査特別委員会） 本会議終了後 議会全員協議会	*報告・質疑・討論・表決

## 協議事項

### 1. 陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について

	陳情審査案件	執行者側 出席要請者	趣旨説明の有無
1	二宮町立小中学校普通教室へのエアコン設置に関する陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (教育長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有
2	「所得税法第56条を見直すことを求める意見書」を国に提出することについての陳情	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有

### 2. 休会日とすることの確認について

- ①9月11日(火) 委員長報告調整のため
- ②9月13日(木) 事項別明細説明送信
- ③9月18日(火) 一般質問前
- ④9月20日(木) 議員の決算審査準備のため
- ⑤9月28日(金) 委員長報告調整のため

議員提出議案第 号

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

二宮町議会委員会条例の一部を別紙のように改正したいので、地方自治法第112条及び二宮町議会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

平成30年9月7日提出

二宮町議會議長 二見泰弘 殿

提出者	二宮町議會議員	杉崎俊雄
賛成者	同	渡辺訓任
同	同	前田憲一郎
同	同	二宮節子
同	同	野地洋正
同	同	添田孝司

## 二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

二宮町議会委員会条例（昭和38年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「6人」を「8人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(議会運営委員会の設置) 第5条の2 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>8人</u> とする。 3 (略)	(議会運営委員会の設置) 第5条の2 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。 3 (略)

平成 30 年 8 月 21 日

## 二宮町立小中学校普通教室へのエアコン設置に関する陳情

二宮町議会議長

二見泰弘 殿

陳情者：二宮町緑が丘 3-9-1

小野寺 裕美



### 【陳情趣旨】

今年はニュースでも連日のように熱中症の話題が取り上げられるなど、酷暑日が続いているま

す。夏休み前、我が家では長男がお腹の不調を訴え、遅刻や早退をしました。病院に行きましたが目立った原因は見当たらず、最終的には暑さにより胃腸が弱ったことからくる不調という診断でした。当初うちの子だけが暑さに弱いと思っていましたが、周りのお子さんの学校での様子を聞くと「鼻血を出す児童が多い」「体調不良を訴え、保健室に行く児童が多い」など、たくさんの子どもたちの体にも変調をきたしていることが見えてきました。

この暑さの中、重いランドセルを背負って長時間歩き続けるだけでも、相当体力は消耗しますが、たどり着いた学校がどこもかしこも暑ければ、涼むことも体温を下げることもままなりません。授業中も「頭がボーッとする」「扇風機が回っていても、暑くて集中できない」など、我が子のみならず、ほかの保護者も子どもたちから毎日のように聞かされているようです。

「昔も暑かった、今の子は弱すぎる」というかたもいらっしゃいます。しかし、地球温暖化が叫ばれる昨今、夏季の平均気温は 40 年前と比べて 1~2 度程度上昇し、真夏日（最高気温 30℃ 以上）と、特に猛暑日（最高気温 35℃ 以上）が著しく増加しています。「猛暑日」という言葉が正式な予報用語に採用されたのは 2007 年。小田原アメダスの記録によると、二宮近郊エリアでも 2008 年以降猛暑日の記録が増えています。（参照 1）また、町内でも連日のように高温注意報が発令され「室内でも冷房を適切に利用し、熱中症に対して充分な対策をとってください」とアナウンスが流れていますが、エアコンが設置されていない学校にいる子どもたちはどうすればよいのでしょうか。扇風機で熱中症対策をとっていたとする名古屋刑務所では 40 代の受刑者が亡くなるという事故もおきています（参照 2）。

そこで早急に各学校の普通教室にエアコンの設置をお願いいたします。現在学校内でエアコンが設置されているのは職員室や特別教室のみと聞いております。毎日子どもたちが学校生活を送っている普通教室にエアコンの設置を進め、授業へ集中できる環境を整えてください。

財政的に課題があるのは承知していますが、例えば「エアコンは短期のリースにしてメンテナンスも含めた契約にする」「今回設置されるエアコンは、将来的な学区再編成や公共施設再配置の際には老朽化したエアコンと代替えする」などの工夫で長期的な費用を抑えることもできると思います。また、全国的にも大きな問題となっている今、国に対し、エアコン設置の財源を国から補助するよう二宮町議会から要望していただくことが必要だと考えております。

近隣の自治体の状況を見ますと、秦野市や中井町は小中学校の普通教室に 100% 設置されており、平塚市では小学校は今年の夏休み明けに 100% 設置、中学校は来年の夏休み明けまでに 100% 設置するそうです（中学校においては設置を早める可能性もあるとのこと）。普通教室に全く設置していないのは大磯町と二宮町のみです。住んでいる自治体によって学習環境に格差があってよいものなのでしょうか。

さて、この陳情が採択され、町が設置を決定しても実際にエアコンが稼働できるのは来年の夏以降になると思います。今すぐにでも熱中症による事故が発生する危険性は高いと思われますので「窓の外のよしずや日除けシェードなどで教室に入れる直射日光や熱を遮断する」「冷水器の設置などにより、水筒の中身の補充が学校でできるようにする」「水筒は廊下でなく各自机で保管し、授業中でも必要な時に給水できるよう周知する」など、応急処置的に取れる熱中症対策を考慮いただき、関係各所に意識を共有していただきたいです。

先日、町内中学校で、生徒の一人が救急搬送されたと聞きました。実際には熱中症ではなかったようですが、保護者の間では熱中症による救急搬送という形で話が広まっている様子も見受けられました。皆さんこの暑さで「ああ、ついに」という印象を持たれたのではないかと思います。「何か起こりうるかもしれない」という状況であれば、起こる前に対処をしていく事が必要不可欠だと思います。

よって以下を陳情いたします。

### 【陳情項目】

1. 町内の小中学校の普通教室に早急にエアコンを設置すること
2. エアコン設置までは、教室の温度を下げる工夫や、十分な水分の補給など、生徒児童が熱中症にならないための配慮を徹底すること
3. 二宮町議会から国へ、エアコン設置の財源に補助をするよう意見書を提出すること

(参照先) 参照 1 : 小田原アメダス 28 度出現頻度 1995~2018

参照 2 : 朝日新聞 DIGITAL 2018 年 7 月 25 日記事

# 「所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書」を国に提出することについての陳情

## [陳情趣旨]

「三方よし」の精神で、人々に喜ばれることを一番に心がける中小商工業者は、信用を大切にし、生きる糧を自ら生み出す地域に密着した社会的存在です。消費不況が長期化する中で、中小商工業者は倒産・廃業の危機に直面しています。そうしたなかで、業者婦人は家族従業者として、また事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。

しかし、所得税法第 56 条の規定により、配偶者とその他の家族が事業に従事した場合の対価は、必要経費に算入しないこととされています。これゆえに、配偶者もさることながら、子供等の家族従業者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況です。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

日本の最高法規である憲法が規定する両性の平等と個人の尊厳に基づけば、小規模家族経営における自家労賃は経費として認めるべきです。

男性も女性もお互いに人権が尊重され、性別にかかわりなく能力を發揮できる男女平等社会の実現を目指して平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

国連は 2016 年、「所得税法第 56 条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。所得税法第 56 条に見られる封建的な家父長制度は廃止されなければなりません。

2015 年末に閣議決定された第 4 次共同参画基本計画において、所得税法第 56 条の見直しについても言及されており、また、これまでに、10 県議会を含め、多数の地方議会が「所得税法第 56 条見直し・廃止」の決議・意見書を国に提出しています。

家族従業者は、小規模家族経営の重要な担い手です。よって、国において、税の公平性に考慮し、所得税法第 56 条を見直し、家族従業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を、採択するように陳情します。

## [陳情事項]

- 所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書を国に提出すること

平成 30 年 8 月 22 日

二宮町議会議長  
二見 泰弘 様

住 所 平塚市八重咲町 24-35  
代表者 平塚民商婦人部  
部長 高瀬 初江 印  
電 話 0463-21-1631